第3章 計画の方向性



第3章 計画の方向性

第1節 望ましい環境像

私たちは快適で便利な暮らしを営むため、資源の消費に伴う廃棄物の増加、温 室効果ガスや汚染物質の排出、土地の開発などにより環境に負荷を与えてきました。

このような現状においても、本市には緑豊かな森林や人が手を加えながら維持してきた里山、そして、そこから流れでる清流が残されています。それらの環境には、生物多様性の豊かな生態系が形成され、様々な動植物が生息・生育しています。

豊かな生態系に支えられた私たちの暮らしと生産の場は、いにしえから育まれてきたふるさとの原風景であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれます。

私たちは、先人が育んだ環境を守るとともに、暮らしと調和した持続可能な社会づくりをすべての主体と協働で進めることが必要となります。そして、その取組が本市の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくこととなります。

本市が目指す将来の望ましい環境像は、常陸大宮市総合計画の将来像及び環境 基本条例の基本理念と基本方針を踏まえ、次のように定めます。

豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



砂羅向山からの景色

第2節 基本目標

本市の環境の課題を解決し、望ましい環境像「豊かな自然と調和した環境にやさしいまち」を実現するため、次の 5 つの基本目標を設定します。基本目標は、 緊急性や市民の関心の高さなどを考慮し、第1次計画の基本目標を見直しました。

本計画は、この 5 つの基本目標に沿って、環境の保全に関する施策や各主体の 取組の展開方向を示します。

基本目標I

地球を思いやるやさしい心を育むまち

私たちの快適で便利な暮らしは、大量のエネルギー消費により 支えられています。現在まで使われてきた多くのエネルギーは、 化石燃料から得られていました。その化石燃料の消費により排出 された温室効果ガスの影響で地球温暖化が進んでいます。

本市で暮らすすべての人々が、人類の生存基盤である地球環境に負荷を与えていることを認識するとともに、日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガス排出量を低減していかなければなりません。

そのため、エネルギーや資源を効率よく無駄なく利用していき ます。

また、本市の特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、地球にやさしい暮らしができるまちを目指します。



木質チップ用木材

基本目標Ⅱ

豊かな自然とのふれあいを育むまち

市の面積の約6割を森林が占めるとともに、那珂川や久慈川などの清流や里山が残されており、そこには豊かな生態系が育まれ生物の多様性が維持されています。

しかしながら、高齢化による農林業の担い手不足などにより森 林や里山の荒廃が進み、有害鳥獣による農作物の被害が深刻にな っています。

自然環境は、ひとたびバランスが崩れると、元の良好な状態に 戻るまで長い時間と労力が必要となります。

この緑豊かな森林や生産の場でもある里山、清らかな水の流れが育む水辺は、そこで暮らす人々や訪れる人に安らぎと潤いを与えています。

そのため、これらの豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐとともに、自然と触れ合いながら共生していくまちを目指します。



間伐の状況

基本目標皿

ものを大切にし快適に暮らせるまち

私たちの快適で便利な暮らしにより大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが形成されてきました。このような社会経済システムは、資源の枯渇や廃棄物の種類や量の拡大、不法投棄の増加など様々な環境問題を引き起こしてきました。

大量消費、大量廃棄型のライフスタイルからの転換に向け、私たちは日常生活や事業活動を見直し、ごみの減量化、再資源化に向けた取組を実践してきました。

しかしながら、ごみに関連する問題は、地域の自然環境や生活 環境に加えて地球環境にも大きな環境負荷を与えています。

そのため、資源を大切にし、ごみを減らす持続可能な循環型の 生活様式や事業活動を推進します。

また、市民・事業者・市が協働し、不法投棄がないきれいなま ちを目指します。



大宮地方環境整備組合 環境センター

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし 安心して暮らせるまち

私たちの物質的な豊かさを維持するため、大量に物が生産されてきました。その結果、汚染物質が排出され公害による健康被害などが発生しました。その後、法や条例による規制により汚染物質の排出は低減されています。

しかし、法や条例の規制対象とならない施設や家庭からの汚濁 物質の排出を低減していかなければなりません。

私たちの暮らしに欠かせない空気や水、身近な生活環境を良好に保つため、汚染物質の排出の低減と監視を継続して、汚染事故の未然防止に努めます。

加えて、環境負荷の更なる低減を進め、清らかな水と空気のもと市民が安心して暮らせるまちを目指します。



久慈川 (常陸大宮市観光協会提供)

基本目標Ⅴ

地域を思いやり環境を守る人を育むまち

本市の豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐためには、市 民・事業者・市が、自らの日常生活や事業活動が環境にどのよう な影響を与えているのかを認識しなければなりません。

そして、ともに考え連携し環境負荷の少ないまちへ転換していくとともに、環境に対する関心や理解を深め、環境保全に向け積極的に活動する人を増やしていかなければなりません。

このようなことから本市では、環境市民会議を設置し、市民・事業者・市が協働で環境教育や環境学習、保全活動に取り組んできました。

そして、こうした取組は、多くの人々の参加と協力によりその効果が大きくなるため、今後とも市民・事業者・市が互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、環境保全活動の仕組みづくりを進めていく必要があります。

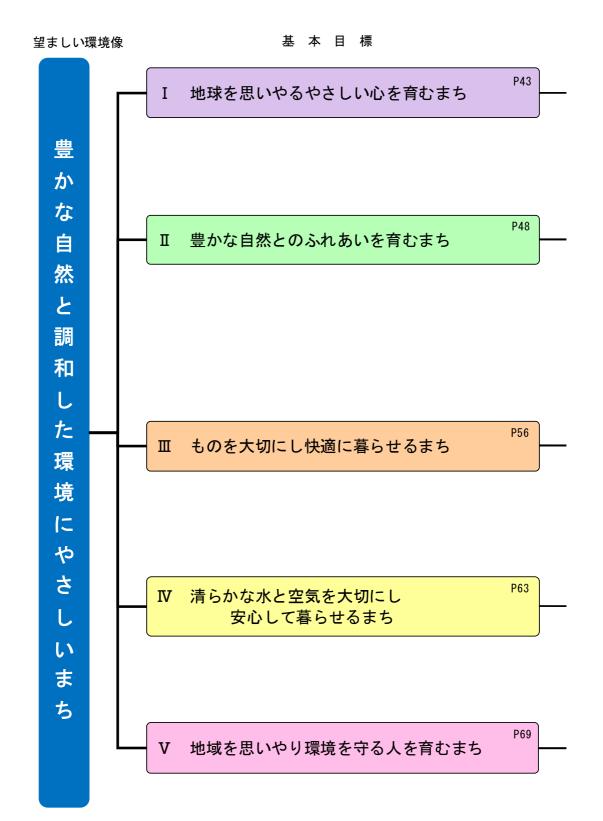
そのため、環境に関する情報や学ぶ機会を創出し、積極的に環境を守る活動に取り組み、環境への思いやりあふれるまちを目指します。



放課後子供教室 環境学習講座

第3節 計画の体系

望ましい環境像の実現に向け設定した5つの基本目標のもと,10の施策を定め、具体的に展開します。



施策の方向 施策の内容 Ⅰ-1-①再生可能エネルギーの推進 P43 P43 Ⅰ-1 地球温暖化対策の推進 Ⅰ-1-②省エネルギーの推進 P43 Ⅰ-1-③地球温暖化防止に向けた総合的な対策 P44 Ⅱ-1-①森林の保全と活用 P48 P48 Ⅱ-1 里山・水辺の保全と活用 Ⅱ-1-②水辺の保全と活用 P48 Ⅱ-1-③農地の保全と活用 P48 P51 Ⅱ-2-①景観の保全と活用 P51 Ⅱ-2 美しい自然景観の確保 と環境美化の推進 Ⅱ-2-②快適な生活空間の確保 P51 P53 Ⅱ-3-①生物多様性の保全 P53 Ⅱ-3 生物多様性の確保 Ⅱ-3-②有害鳥獣対策の推進 P53 P56 Ⅲ-1-①ごみの発生抑制と減量化の推進 P56 Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化 の推進 Ⅲ-1-②資源の再利用と再資源化の推進 P56 P59 Ⅲ-2-①廃棄物の適正処理の推進 P59 Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実 P59 Ⅲ-2-②廃棄物処理施設の整備 P60 Ⅲ-3-①不法投棄の防止 P60 Ⅲ-3 不法投棄のない快適な まちづくりの推進 Ⅲ-3-②環境美化の推進 P60 Ⅳ-1-①大気環境の保全 P63 P63 Ⅳ-1-②騒音・振動・悪臭対策 P63 Ⅳ-1 環境汚染の防止 Ⅳ-1-③水環境の保全 P64 Ⅳ-1-④土壌環境の保全 P64 Ⅳ-1-⑤安全安心な暮らしの確保 P64 Ⅴ-1-①学校での環境教育・環境学習の推進 P69 P69 Ⅴ-1 環境教育・環境学習の

P71

推進

V-2 環境情報の発信

Ⅴ-1-②食育学習の推進と普及

V-2-①環境情報の発信

Ⅴ-1-③環境教育・環境学習の機会と場の提供

P69

P69

P71